

ケアの倫理の社会的可能性

—— ノディングズのケア論からのアプローチ ——

Social Potential of the Ethics of Care

-Approach from Noddings' Caring Theory-

二 川 早 苗

1. はじめに

ケアの倫理をめぐっては、1980年代からケア対正義論争が展開されてきた。この論争は、コールバーグの「道徳性発達理論」にたいして、ギリガンが、それとは別の責任や人間関係を重んじる「もう一つの声」すなわち、ケアの倫理があるとして、異議申し立てをしたことによる。カントやロールズの系譜に連なるコールバーグの発達理論は、義務倫理学、社会契約論、リベラリズムとの親和性が高い。また、これらの理論は、正義や普遍化可能性や理性に倫理の本質を置くため、論争の中心は、ギリガン対コールバーグから次第に伝統的倫理学やリベラリズム批判へと移行していった。

ノディングズは、ギリガンの考え方を継承しながら、ケアする人、ケアされる人との関係性に着目し、「互酬性 reciprocity」の社会の構築を目指している。このようなノディングズのケア論は、母と子の関係性を範としていることから、私的領域においては有用であるが、公的領域の社会政策には必ずしもつながらないのではないかと疑問をもたれるかもしれない。しかし、ノディングズは、ケアしケアされる関係性が「ホーム」からはじまるものである以上、その声に耳を澄まし、そこからケアの倫理の指し示す社会政策を考察すべきとする。このことは、著書『家庭からはじめる (Starting at Home)』という挑戦的なタイトルからもうかがえる。ノディングズは、なぜ、ケアの倫理を基盤に社会政策を考える必要があるというのか。そもそもノディングズのケアの倫理とはどのようなものなのか。そして、ケアと正義の関係をどう見極めようとするのか。本稿の目的は、これらを明らかにし、ケアの倫理から社会政策の可能性を探ることにある。

本稿では、はじめにノディングズの基本となるケアリングの概念を考察したのち、ケアする人、ケアされる人、それぞれにおいて特徴的な概念を提示する。次に、これまで対立的に捉えられていた正義とケアの関係について caring for と caring about の関係性から再構成する。最後に、ノディングズのケアの倫理に基づく社会政策について、欲求とニーズの区別、権利との関係から検討を加えた後、現代の社会政策について、批判的に検討する。さらに、日本における社会政策について、アマルティア・センの「潜在能力アプローチ (capability approach)」を援用する大沢の政策理念と提言から、誰もが個性と能力を存分に発揮できる社会について考察する。

2. ケアの倫理の概観

ケアの倫理は、1982年キャロル・ギリガンが『もうひとつの声 (*In a Different Voice*)』を著したことに端を発する。ギリガンの問題提起については、すでに多くの論者によって言及されており、ここでは詳述は避け要点のみを記述する。義務論や功利主義を中心とした規範倫理学によって構成される「正義の倫理」を基盤としたコールバーグの発達理論について、ギリガンは男性的世界観からなる倫理観であると指摘した。それにたいして女性の倫理観は、諸責任と人間関係を中心とした原理に支えられており、従来の倫理観とは異なるケアの倫理であることを明らかにした。そのギリガンのケアの概念を継承し、理論として体系化したのがノディングズである。ノディングズは、ギリガンの「ケアの倫理」をさらに展開し、伝統的な原理や規則に基づく倫理を否定するという形で論じている。本章では、そのようなノディングズのケアリングの倫理に特徴的な概念としてケアする人の「受容」とケアされる人に求められる「応答」について考察する。

(1) ケアする人 (one-caring) に求められる受容

ノディングズはケアリングにおける「受容 (receiving)」は、オックスフォード・ユニバーサル辞典におけるそれとは異なるという。ノディングズのいう受容は、ケアする人とケアされる人が「共感 (empathy)」の関係にあり、そこには「共に感じること (feeling with)」が含まれる。換言すれば、「自分自身の中に他の人を受け容れ、その人とともに見たり感じたりする」⁽¹⁾ことである。ところが、オックスフォード・ユニバーサル辞典において、共感とは「自分の人格を何ものかに投げ入れる力能、さらに凝視している対象を十

分理解し、それに自分の人格を投げ入れる力能」と定義されている⁽²⁾。この違いはノディングズにとって看過できないものであった。一つは、「自分自身の中に受け容れるのか」「何ものかに投げ入れるのか」という点で、もう一つは「その人とともに見たり感じたりする」のか「対象を十分理解し、それに自分の人格を投げ入れる」のかという点である。

以下ではこの二つの点において、なぜノディングズが辞典の定義を受け入れられないのか論証していく。そうすることがケアする人にとっての受容とはなにかについて答えることになるからだ。

一つめの他者への「投げ入れ (involve)」ではなく他者を「受容 (receiving)」することについて、ノディングズは、シモーヌ・ヴェイユの他者にたいする意識状態の受容的態度が一つの契機となっていると述べている。ヴェイユは道徳的生活の本質のルーツを「注意深さ (attention)」に求めた。「このようなものの見方には、何よりもまず、注意深さがある。魂が、自らの中身を空にし、その中に、自らが見つめている存在をあるがままに、まことの姿として受け入れる。それができるのは、注意深さを身につけている者のみである」⁽³⁾。ヴェイユは、他者を受容するには、まず、自らを空にすることだという。この状態をノディングズは「専心没頭 (engrossment)」とした。自分の中に他者を包摂してしまうことなく、他者を尊重するにはヴェイユのこのような視点が必要だとする。つまり、ノディングズの「専心没頭」は、ヴェイユのいう注意深く他者をまなざし、自らの中身を空にすることにより、他者を受容することであった⁽⁴⁾。これは「茫然自失」や「恍惚状態」ではなく、また他者への執着でもなく、「完全な受容状態」⁽⁵⁾に自らを置くことである⁽⁶⁾。このようにノディングズの共感専心没頭を意味することから、オックスフォード・ユニバーサル辞典の意味とは異なることになる。

次に「受容 (receiving)」は「その人とともに見たり感じたりする」のか「対象を十分理解し、それに自分の人格を投げ入れる」ことを指すのかについて考察する。ノディングズは、「わたしが他のひとを受け容れるときには、そのひとと完全に一体となっている」と述べ、この関係は、ブーバーの『我と汝 (I and Thou)』における関係と同じだという⁽⁷⁾。

ブーバーはその著書の中で「〈われ〉ではないあるもの、たしかにわたしとは似ても似つかぬもの、明らかに他者ではあるが、たんに別の存在者ではなく、真に他者そのもの」⁽⁸⁾として、「対話篇」において、12歳のときの馬との出会いについて述べている。このとき、ブーバーは、対象を十分理解しているわけではなかった。しかし、なんであるかということは、ブーバーに

とってどうでもいいことだった。汝として互いに触れ合っていたのであり、私ではない本物の相手に出会っていたのである。手で馬に触れていたとか馬が手で触れられていたとかではなく、自分の手を感じることなく、互いの汝を感じていたのである。このことについて、その後、ブーバーは「わたしは自分の手を突如意識した」ことにより、それ以後、何かが変わってしまったと記している。つまり、それまでブーバーがこの馬について体験していた一体感は、自分の手を意識した瞬間から、馬は「それ」となり、もはやブーバーのいう「汝」ではなくなったのである。ノディングズが、ブーバーの『我と汝』における関係が、ケアする人とケアされる人の関係と「ちょうど同じようなもの」といったのは、その意味においてである。ノディングズの受容的なあり方とは、私が他者を対象として捉えるのでもなければ、知識として捉えるのでもなく、「ただただ触れていた」馬とブーバーの関係のような、「他者との一体」である。そうであるならば、やはり、辞典の意味をそのまま受け入れることは困難である。

以上のことから、ノディングズの主張する「受容」に含まれる「共感」は、「投げ入れ (involve)」ではなく他者の「受容 (receiving)」や「共に感じること (feeling with)」であり、オックスフォード・ユニバーサル辞典の記述は、「共感」の一側面しか捉えておらず、ノディングズの言葉を借りれば、それは「合理的で、西洋的で、男性的な」⁽⁹⁾捉え方ということになる。

このような意味を踏まえたくうえで、他者の受容にいたるケアリングのプロセスについて、ケアリングの論理構造から確認しておきたい⁽¹⁰⁾。

(A, B) は以下の場合、かつ、その場合にのみ、ケアリングの関係 (あるいはケアリングの出会い) にある

- i. A は B をケアしている—A の意識はアテンションおよび動機の転移によって特徴づけられる—かつ
- ii. A は i に合致する何らかの行為を実行する、かつ
- iii. B は、A がケアしていることを認識している

このように、ケアリングの出会いの後に、「動機の転移 (motivational displacement)」が起き、ケアする人はケアされる人に「専心没頭」することになる⁽¹¹⁾。この意識状態についてノディングズは、サルトルのいう「意識の退化 (degradation of consciousness)」と同じとしながらも、異なる使い方をしている。

サルトルは、合理的高次な意識が非反省的低次の意識に移行する状態を「意識の退化」と呼んだ⁽¹²⁾。たとえば、我々が動かない窓を開けようとするとき、部品を調べたり、どのようにすれば作動するか仮説を立てたりして、窓の構造を理解したうえで試みようとする。しかし、窓がどうしても動かなければ、叩いたり、揺すったりして窓に働きかけるだろう。つまり「分析的—客観的 (analytic-objective)」態様から「情感的—受容的 (affective-receptive)」態様に移行する⁽¹³⁾。このような状態をサルトルは「意識の退化」と呼んだ。しかし、ノディングズは、この状態を「退化」として後ろ向きに捉えるより、むしろ肯定的に受けとめる。ケアリングにおける意識態様は、合理的に世界を変容しようとするのではなく、対象をありのまま受容し、自分自身を変容するに任せることであり、「専心没頭から抽象的な問題解決」⁽¹⁴⁾への移行のほうかむしろ「退化」なのである。

ここに「ケアする人」のケアの態様が明らかになった。次項では、ケアリングにおけるもう一方の当事者「ケアされる人」の意識状態について考察する。

(2) ケアされる人 (cared-for) に求められる応答

ケアリングはどのような態様であれ、他者に依存しなければならない⁽¹⁵⁾。それは、前項のケアリングの構造で明らかにされた。

では、ケアされる人 (cared-for) の意識状態はどのように特徴づけられるのだろうか。ケアされる人は、ケアリングを受容し、ケアする人に応答する。応答は、ケアを受け容れたことの承認であり、ケアする人に伝わることでケアリングは完成する。この基本的な状況において、ケアされる人の応答は不可欠である。この応答について『ケアリング (Caring)』では、単に「互酬性 (reciprocity)」として述べられているが、『家庭からはじめる (Starting at Home)』においては、「互酬性 (reciprocity)」と「相互性 (mutuality)」に分けられており、親と子ども、教師と生徒、医者と患者は、「互酬性 (reciprocity)」の関係であり、「相互性 (mutuality)」は、成熟した関係に見られるとする。このことから、ケアリングの関係は、基本的に非対称であるが、「互酬性 (reciprocity)」から「相互性 (mutuality)」に向けての成長を見込んでいると考えられる。しかし、あらゆる関係が互酬性から相互性へと成長するわけではない。たとえば、障害者や高齢者との関係のような「相互性なき互酬性」の関係もある。ノディングズは、「ケアされる人が (同時に) ケアする人である必要はまったくない」としながらも、「ケアリングのうち

には、必ず、「互酬性 (reciprocity)」の一つの形態が存在する」とする⁽¹⁶⁾。その互酬性の形が「応答」だという。

応答についてノディングズは、「応答は、感謝という形をとる必要はないし、まして直接の謝辞という形の必要もない。むしろ、ケアされるひとは、ケアする人にたいする直接の応答か、ケアする人が目の当たりにする自発的な喜びや幸福に満ちた成長かによって、ケアリングが受け容れられたと示すのである」⁽¹⁷⁾と述べる。

つまり、ブーバーがいうように「関係の目的は関係すること自体にある」⁽¹⁸⁾。ケアリングの出会いは対等ではないが、ケアされる人は「汝」であり、当事者なのであって「それ」の対象ではない。ケアされる人はケアする人の努力を受容したと応答することで、動機付けの活力として貢献している。このように出会いは、ケアリングの最初の「振動」⁽¹⁹⁾の場であり、ケアする人とケアされる人の相互関係の振動がケアリングの継続の要素となる。ケアされる人の応答が、ケアする人の次の行為を促し、さらに、それにたいして応答することでケアリングの継続が可能になる。

ここまで、ノディングズのケアリングの倫理について概観してきたが、先述したように見知らぬ人や遠く離れた他者へのケアリングが可能なのかという問題が残されている。ノディングズは『ケアリング (Caring)』では「私はアフリカで飢えている子どもをケアする責務はない」として否定していたが、のちに、これを修正することになる。次章では、このことについて考察する。

3. ケアを基盤にした正義

このようにケアリングの関係は、出会いによってはじまり、どのようなときでもケアする人とケアされる人は絶えず振動し、相互に依存しているため、ノディングズは出会うことのできない距離のある人とのケアリングは「単に口先だけの」の「墮落」に陥ると著書『ケアリング (Caring)』において述べたのであった。

(1) 「caring for (世話をすること)」と「caring about (気遣うこと)」⁽²⁰⁾

ここで、caring for と caring about について述べておきたい。ノディングズは、この二つを峻別しており、caring for を所謂「ケアリング」として用いている。これにたいして先述した「単に口先だけの」の「墮落」と称する

ケアリングは、caring aboutのことを指し、1984年の時点では、その価値を認めていなかった。ところが2002年『家庭からはじめる (Starting at Home)』以降は、caring aboutにはcaring forを拡張する役割があるとして積極的に意義づけるようになった。どういうことだろうか。

『ケアリング (Caring)』においてノディングズは、caring aboutでは、カンボジアの飢えている子どもたちをケアする義務を負うことはできないと述べている。なぜなら、ケアリングは常に直接的な相互作用が要求され、ケアされる人の受容の認識により、ケアリングの完成となるからである。したがって、カンボジアの子どもたちへのケアの場合、ケアリングの完成の欠如となり、適切でないとされていた⁽²¹⁾。しかし、『家庭からはじめる (Starting at Home)』では、caring forとcaring aboutでは相変わらず、重要な差異があるとしながらも、他者を気遣う意識においてcaring aboutはcaring forより、より多くの関心を差し向けることができるという。ノディングズは「年代順にいうと、はじめに我々は、ケアする人であるべきことの意味を学ぶ。それから、徐々に他者を世話することと、その延長として他者を気遣うことの両者について学ぶことになる。この他者を気遣うこと (caring about) は、ほとんど疑いようもなく正義の意識の源泉である」⁽²²⁾という。親密な他者から十分ケアリングの関係を学んだならば、その人は「対面的な関係」⁽²³⁾から、より広い公的世界へと移動する。この契機となるのが、caring aboutであり、正義の意識の基盤だという。こうしてノディングズは、caring aboutを積極的に意義づけることで、ケアと正義の対立をも乗り越えようとする。

一方、フェミニズム論者のオーキンも、正義とケアの関係について、ロールズの正義論を引用しながら言及している。「ロールズの理論は、ときおり、現実の人間からすれば極端に合理主義的で、個人主義的で、抽象化されているようにみえる。ロールズ自身しばしば曖昧にしているが、実はその核心部分には責任とケアの声、そして他者への関心がある」⁽²⁴⁾と述べ、正義の核心には、他者への気遣いがあるという。ロールズの正義論は、一般に、人間相互の平等な関心に基づく道徳構造をもつ理論として解釈されている。「最大多数の最大幸福」を原理とする功利主義に対してロールズは「公正としての正義 (justice as fairness)」を理念とした社会正義論を打ち立てた。そこでの善は、「合理的な人生計画を首尾よく実現すること」として形式的に扱われ、それよりも善を実現するための手段である「社会的基本財 (the social primary goods)」の分配原理の定式化が目指された⁽²⁵⁾。ロールズは「自

然状態」を「原初状態 (original position)」と措定し、そこで必要なルールを参加者全員で話し合っ決めてとする。参加者には、情報と動機づけの二方面の制約が課せられる。情報については「無知のヴェール」をかぶせ、社会において自分がどのような地位につくか知らされていない。動機づけに関しては、社会をつくるのに最低限必要な動機だけを担わせる。これら二つの制約に加えて、決めるべきルールの形式についても、当事者は事前に了解しているものと仮定する⁽²⁶⁾。これら三つの制約が与えられた原初状態では、「公正としての正義」が、当事者の合意に基づき承認されるにいたるといふ。このようなロールズの理論の核心部分には、自分自身にたいすると同様に、他者を気にかける (caring about) 立場に、我々自身を置くことが要請されているのだとオーキンは解釈する⁽²⁷⁾。

以上のように、ノディングズとオーキンは、どちらもケアと正義を対立するものとは捉えておらず、正義の基盤にはケアがあるとする。そのことを確かなものとするために、ノディングズは、caring about を正義の意識の源泉と再定義することで、公的領域への拡張を試みようとするのである。

(2) ケアの倫理を公的領域に拡張することへの懸念と批判

しかし、このようなケアの倫理を公的領域に拡張することにたいして批判がないわけではない。ここではノディングズ自身が認める caring about の弱点について考察したのち、フェミニズムからの批判を取り上げる。

ノディングズは、「caring about には固有の弱点がある」⁽²⁸⁾という。それは「理論的なレベルとしては整合性が取れているとしても、実践では実行不可能な抽象概念や制度」に依存して進められる可能性があり、「最悪の事態としてはケアリングの自然な順列をゆがめてしまい caring about が caring for より価値がある」とみなされるかもしれないという⁽²⁹⁾。なぜ、これらが弱点なのだろう。ノディングズは「制度を構築する人々は、それらを正当化し、改正し、拡張する」ことに奉仕するあまり、いつしか「ケアを必要とする人々」が忘れ去られてしまうのではないかと懸念する⁽³⁰⁾。さらに、この傾向が助長されると caring for の対象とする範囲が caring about に比べて、「直接的で個人的で偏狭的」であるようにみえ、caring about が caring for を軽くあしらうようになってしまい、本来のケアリングからの価値の転倒が起きる可能性もあるという⁽³¹⁾。

ノディングズはこれらの弱点を認めたくえて「caring for (直接ケアすること) の代わりにいかなる十全なものもあり得ないが、理性的で誠実な

caring aboutであるならば、より多くの他者へのケアができるようにケアリングを拡張する方法を示唆しうる」⁽³²⁾とし、caring aboutの有用性に賭ける。それはギリガンのいう、ケアの思想である「誰ひとりとして傷つけられてはならない」という声に貫かれている⁽³³⁾。

ノディングズは caring for と caring about のジレンマについて、個人的体験をあげて説明する。「数年前、私と夫が、アジア系アメリカ人の子どもを養子として家族の一員に迎え入れたとき、同僚は賞賛しながらも次のように述べた。《それ自体はすばらしいことだ。しかし、養子縁組をすることが答えじゃないだろう》。同僚は私に、すべての両親のいない子どもたちの世話をするという、高次元の解決を望んでいたのだった。私は苛立ちながら《わかっている。今回のことは、この子にとっての答えでしかない》と応答した。今、振り返れば、我々はどちらも部分的には正しかったように思う」⁽³⁴⁾。ここでは caring for をケアの本質としつつ、その本質を保持したまま caring about を取り込むことで、ケアの可能性を広げようとするノディングズの取り組みが伺える。つまり、我々が専心没頭できるのは、目の前の他者だけだが、弱者へのまなざしを向けるならば caring about は、その可能性を開いてくれる手段となる。caring about は「caring for をもたらし、維持し、高める」のを助け、caring for に奉仕することによって、それ自身の目的を達成しうる。

次に、フェミニズム理論からの批判を取り上げる。森は、ケアの倫理が母と子の関係性に特徴的にみられることから、排他的な関係を公的倫理に拡張することに懐疑的である。「家の内部の、とくに母子関係の倫理は、優劣は別にして公的領域のモラルとはそもそも全く性質をことにするものである。母子関係の特徴づけるものが、非対称性、排他性、特殊性、親密性などであるのたいし、市民の間の政治的な関係は、平等性を基本とし、かつ一般的なルールを形成する。よき母であることはよき市民であることをけって意味しない。たんなる生命の保全は、私的領域の価値であるとしても、公的なそれであるにはきわめて不十分である」⁽³⁵⁾。このように森は、母子関係を基盤とするケアの倫理は、そもそもその性質からして公的領域のモラルとは相容れないという。確かに、母と子は非対称的であるため、支配、抑圧のパターナリズムの問題を内包しており、たいていの場合、母親が産み育てることから「私の子ども」という排他性を含んだ特殊で親密な関係にある。このため、家庭内では、必ずしも一般的な規則に縛られるわけではなく、家庭のルールが優先されることもある。しかし、ルールそれ自体の存在を教えられ、

守らねばならないことを知るのもまた家庭である。

森がいうように、公的領域が平等性を基本とするのは確かである。しかし、現実には必ずしもそうっておらず、等しい者の集合とみなすことで、子ども、高齢者、障害者など依存を余儀なくされる者の存在を隠蔽してしまう。そうであるならば、公的領域の平等を基本とした一般的なルールも甚だ心もとない。「リベラリズムが我々にもたらしてくれた諸権利を拒絶するのは愚かだろう。公的な生活で学ばれたことの多くは個人的な生活に有効に適用される。しかしながら、その逆もまた真実であり、その考察は長い間遅れていた」⁽³⁶⁾。ノディングズはこのように述べ、リベラリズムの功績を受け容れながら、ケアの倫理を公的領域の議論や政策に反映し拡充しようとする。

4. 「ホーム (Home)」からはじめる社会政策

(1) ノディングズの社会政策理念

さて、その他者へのニーズに注意深く応答する場所が「ホーム (Home)」だとノディングズはいう。「ホーム」は、人間が本来依存状態にあることを思い出させる場所である。「幼児の完全な身体的依存は年老いて再び繰り返される」⁽³⁷⁾というように、ギリシア神話における「クエラの神話」⁽³⁸⁾そのままに、人間は、生涯ケアされる存在であるとするのがケアの倫理である。「他者から見つめられ、触れられ、微笑みかけられることなしに我々は如何にして生きられるだろうか」とノディングズは問いかける⁽³⁹⁾。

ケアする人とケアされる人の応答という相互作用を通して、成長しうる場所を「最善の家」とノディングズは呼ぶ。社会政策理念の根幹として位置づけられる「最善の家」とは、どのようなものだろうか。先に述べたように、ノディングズの描く「最善の家」とは、共感的なケアリング関係を構成しうる家である。すなわち「私はここにいる (I am here)」という応答と共に、基本的な表明的ニーズ⁽⁴⁰⁾を満たすべく、聴かれ、助けられ、慰められることを保障するような「注意深い愛によって保護された」家である。ノディングズは「よい家とは子どもたちが危害から守られている家であるが、最善の家はそれだけではなく、その恐れも和らげ、人間への信頼を維持することに努める家」であると述べている⁽⁴¹⁾。

そのような家において、ケアされる人の望む欲求すべてが満たされるわけではない。ノディングズは、単なる「甘え」や「わがまま」も含まれる欲求からニーズを区別するための指標として、四つの基準⁽⁴²⁾を提示し、その基

準に沿って峻別されたニーズを公的領域における権利の基盤とする⁽⁴³⁾。

では、ニーズを基盤にした社会政策は、どのようにしてなされるべきなのだろうか。ノディングズは、ショールを引用しながら、従来の社会福祉サービスは、「システムそのものが最善の努力をしようとしている人々の邪魔」⁽⁴⁴⁾をしており、「がんばりたい」という努力を阻害しているという。具体的な社会政策については、社会福祉労働者の裁量権の拡充や学校のゼロトレランス方式の廃止や虐待を防止するための聞き取りの再調査会議、あるいは、インフォーマルな忠告をしている集団の確立の必要性等をあげており、それぞれの組織の硬直化を指摘したうえで、多様なニーズに応えうる柔軟な組織への修正とその政策を訴えている⁽⁴⁵⁾。なかでもホームレス問題について詳細に論じている。ノディングズの世界政策の基本姿勢について事例から考察する。

35歳の黒人のホームレスのジョンは「洗面所を使うために何度か不法侵入の罪で投獄された。……ホームレスにとって、このことは物理的に困難な問題を含んでいる。……という人も洗面所を使うためには顧客である必要があり、そうであるならばどこで、彼は、顧客としての資格を得るための金を手に入れるというのか？……雇用主はジョンに、定住所が必要だと説得を試み、何度も部屋を用意してはリンネル類と時計付ラジオと食料雑貨を提供したにもかかわらず、しばらくして彼は町を去った。彼は、他の下宿人たちが不潔で、クレージーで、不正直であると言い、彼らのような不潔な人々と共にバスルームを共有することに我慢できなかった」⁽⁴⁶⁾。

この事例のように、現在の政策決定過程では「ホームレスに選択決定権はない」とされ、ジョンのニーズは無視される可能性が高いとノディングズはいう⁽⁴⁷⁾。しかし、ケアされる人の具体的なニーズに注意深く応答するケアの概念を基盤とするならば、それは満たされるべきニーズとなりうる。ここに、ケアリングの専門家でなければ為し得ない社会政策の視点がある。ノディングズは「ジョンは自分自身の部屋と浴室を必要としており、その宿泊設備を手に入れるためなら喜んで働くだろう」としており、彼のニーズを満たすことが「がんばりたい」という意欲を喚起しうることを示唆している⁽⁴⁸⁾。

このようにノディングズは、現行の世界政策の不備を指摘したうえで、多様な他者のニーズに応答できるような政策の実現を訴える。それは、既に考察したように caring about を caring for の拡張概念と捉えることで可能に

なる。ケアリングの望ましい形は後者だが、caring aboutはcaring forをもたらし高めるのを助けうる。つまり、前者は後者に依拠しており、また、後者は前者によって公的領域への適用可能性が開かれるのである。

(2) 社会政策構築に向けて

最後に、日本における社会政策の観点からノディングズのケアリングの理念との関係について検討する。川本⁽⁴⁹⁾によれば、日本の《ケアの制度》としての社会政策の問題点をジェンダーの視点から暴いたのが「社会政策の比較ジェンダー分析」を専門とする大沢だという。大沢は、日本の社会政策は、高度経済成長期に形成された「男性稼ぎ主型であり、しかも大企業本位」⁽⁵⁰⁾だとする。90年代初めに、そのような社会システムのあり方が問題視され、「生活大国五か年計画」、橋本六大改革、小泉構造改革等が次々に打ち出されたが、十分ではなく、「従来の福祉国家を基軸とする生活保障システムは手づまりに陥ってきた」という⁽⁵¹⁾。そこで大沢は、個人が年齢や性別にかかわらず「女性も男性も、仕事と子育てや地域活動を両立できる」ような社会の構築に向けて「両立支援型」の改革案として「中立で持続可能なセーフティ・ネット―七つの改革案」を提案している⁽⁵²⁾。

[提言1] 「三つの福祉政府体系」を確立し、中立的な税制とする⁽⁵³⁾。

[提言2] 雇用平等の確立を

[提言3] 一元的な所得比例年金を

[提言4] 介護保険は地方分権をめざした税方式で

[提言5] 一人一保険証の医療保険を

[提言6] ミニマム保障で雇用不安を解消

[提言7] 普遍的な児童手当と子育て支援を

この七つの提言については列挙するのみにとどめるが、大沢のこの改革案の下にあるのは、アマルティア・センの「潜在能力アプローチ (capability approach)」である。大沢は「人として生活が成り立ち社会に参加できる」ことを「潜在能力」と捉え、その欠損を「ニーズ (必要)」と定義する⁽⁵⁴⁾。ニーズは本来、個別的多様であるが、センの注目する階級、ジェンダー、地域のうち、大沢は、さまざまなバイアスの存在するジェンダーに関するニーズが特に重要だと述べる⁽⁵⁵⁾。

では、ノディングズと大沢とではニーズに関するアプローチは異なるのだ

ろうか。一見するとノディングズは個人のニーズを強調し、社会との関係の意識は希薄なように思える。しかし、ニーズを表明的ニーズと推測的ニーズに分け、ケアされる人の推測的ニーズをケアする人が如何にして推測し、満たし得るかを問うていることから、人との関係性にとどまらず、社会との関係も視野に入れていると思われる。他方、大沢は、はじめから個人のニーズと、第三者の関与も含めた、社会に由来するニーズの両面から捉えている。「本人が意識しない場合には、「第三者」が認知を促し、購買力がない場合、また商品化されていない財・サービスについては、公私のルートで贈与してでもニーズを充足することで、生活保障がなされる。ニーズは本来個別的でありながら、その認知と充足は社会的な過程であり、当人の社会参加と第三者の関与という「協同」の契機を本質的に含む」⁽⁵⁶⁾。

このようにノディングズと大沢のニーズに関する射程は、ニーズ自体は個人的なものであるが、その実現は社会との関係を抜きにはあり得ない。

5. おわりに

本稿では、前半をケアの倫理の倫理的考察、後半をケアの倫理から導出される社会政策について言及した。前半のケア論では、ノディングズの著書『ケアリング (Caring)』、『家庭からはじめる (Starting at home)』、『母たる要因 (The Maternal factor)』を中心にケアの倫理の位相について考察した。ノディングズのケア論は、ケア至上主義だと長らくいわれてきたが、後期の『家庭からはじめる (Starting at Home)』において、ケア対正義という対立構図が、基礎付け部分において統合されるに至った⁽⁵⁷⁾。そこでの理論構成は、権利はニーズから生成し、「正義感 (sense of justice)」の基盤にニーズがあるというものであった。また、初期の『ケアリング (Caring)』では「ケアリングの墮落」だとしてきた caring about を後期の『家庭からはじめる (Starting at Home)』では caring for の拡張概念と再定義することで、ケアの倫理の適用可能性を公的領域に拡張した。

後半は以上のような理論構成を受け、ケアの倫理から導かれる社会制度について考察した。それは、ケアする人ケアされる人双方の関係だけでなく、家族、地域、政治、経済、文化といった社会全体を俯瞰した議論をしなければ、ノディングズのいう「ケアし合う社会 (caring society)」の構築は覚束ないからだ。こうした社会との関係でみるならば、ケアは、俄かに身体性を帯びて来る。なぜなら、ケアの倫理は、身体にかかわる仕事として、心遣い

や配慮と結びついてきた来歴をもつ。それゆえ、ジェンダーの問題とも無関係ではない。ケアの倫理の称揚が、伝統的な役割を女性に押し付けることにつながる危険性もいわれていることを踏まえて、日本の社会政策については、ジェンダーの視点から大沢の議論を引用した。

そのような視点と共に、もう一方の視点として、「配慮する」ことにおいては、男性、女性の性別にかかわらず、人と人との関係性としてのケアに目を向けるべきであろう。なぜなら我々は、つねにすでに他者によって生を育まれ、一人では生きていけない。確かなことは、脆弱な生は、生きることが脅かされており、他者への依存が必要なことである。

つまり、ケアの倫理は、人間の脆弱性の承認をその倫理観に含み、自由で自律的な個人の承認を標榜するリベラリズムとは異なるということだ。そこでの脆弱性は、ケアにおける非対称性を意味し、生殺与奪の権は、ケアする人の手の内にある。だからこそ、ケアされる人のニーズは聞き届けられなければならない。そのことをロールズのリベラリズムは言及していないとして、ノディングズは、「正義論」にたいして痛烈な批判を浴びせる。「無知のヴェールは、政治的な社会福祉決定に際して、実際に影響する人間性の側面を見落させる。成熟した、合理的人間、それ自体においては始めることが間違っている」⁽⁵⁸⁾。ノディングズは、さまざまな脆弱性を抱えて、依存せざるをえない人々をリベラリズムは、承認の外部へと排除し、不可視化しているという。彼らは、権利も発言も奪われており、その声を聞き届けるのは我々だというのだ。ケアの倫理は、我々にそういった人々への関心を促し、正義の倫理の外部に追いやられた脆弱な人々、言いかえれば、依存せざるをえない人々をも包摂するよう主張する。

ケアはこれまで、思想としても実践としても、常にマイノリティの立場におかれてきた。しかし、ノディングズは、「ケアの倫理は、私的領域だけでなく公的領域においても、よく生きることが可能であり、魅力的であるような世界を創造するのである」⁽⁵⁹⁾と述べる。そうであるならば、我々は、他者から分離した自我を根底にした理念でなく、関係性の実践による身体化した自我の現実としてのケアの倫理から社会政策をはじめべきではないだろうか。

参考文献

Amartya Sen. *Inequality Reexamined*, New York, Russell Sage Foundation

- Oxford Clarendon Press, 1992
- Carol Gilligan, *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*, Cambridge:Harvard University, 1982
- David Braybrooke, *Meeting Needs*, Princeton, NJ:University Press, 1987
- Jean-Paul Sartre, tr. Philip Mairet, *Sketch for a Theory of the Emotions*, Methuen, 1962
- Lisbeh B. Schorr, *Common Purpose:Strengthening Families and Neighborhoods to Rebuild America*, NewYork:Anchor Books, 1997
- Martin Buber, tr.Walter Kaufman, *I and Thou*, New York, Charles Scribner's Sons, 1970
- Milton Mayeroff, *On Caring*, Harper & Row, Publishers, 1971
- Milton Mayeroff, *On Caring*, The International Philosophical Quarterly, Sept., 1965
- Nel Noddings, *Caring: A Feminine Approach to Ethics & Moral Education*, Berkley: University of California Press, 1984
- Nel Noddings, *The Challenge to Care and Schools: An Alternative Approach to Education*, New York: Teachers college Press, 1992
- Nel Noddings, *Starting at Home: Caring and Social Policy*, Berkley: University of California Press, 2002
- Nel Noddings, *Happiness and Education*, Berkley: Cambridge University Press, 2003
- Nel Noddings, *Complexity in Caring and Empathy*, in:*Abstracta Spcial Issue V*, 2010
- Nel Noddings, *The Maternal Facor: The Parths to Morality*: University of California Press, 2010
- Simone Weil, tr. Emma Craufurd, with an introd. Leslie A. Fiedler, *Waiting for God*, Harper & Row, 1973
- Susan. M. Okin, *Reason and Feeling in Thinking about Justice*, Ethics, Vol. 99, No. 2, The University of Chicago Press, Jan., 1989
- Virginia Held, *The Ethics of Care*, Oxford University Press, 2006
- ヒュギーヌス／松田治、青山照男訳『ギリシャ神話集』講談社学術文庫、2005
- 川本隆史『現代倫理学の冒険—社会理論のネットワークへ』創文社 現代自由学芸叢書、1995

- 川本隆史『ケアの社会倫理学—医療・看護・介護・教育をつなぐ—』有斐閣選書、2005
- 川本隆史「ケアの倫理と制度」日本法哲学会編『ジェンダー、セクシュアリティと法』法哲学年報所収、有斐閣、2003
- M.L. ホフマン／菊池章夫、二宮克美訳『共感と道徳性の発達心理学』川島書店、2001
- M. ブーバー／植田重雄訳『我と汝・対話』岩波文庫、2009
- 森政稔「政治思想史のフェミニスト的解釈に寄せて」『ジェンダー ライブラリ 相関社会科学』所収、新世社、1994
- 大沢真理『男女共同参画社会をつくる』日本放送出版協会、2002
- 大沢真理『現代日本の生活保障システム 座標とゆくえ』岩波書店、2007
- 大沢真理編『承認と包摂へ 労働と生活の保障』ジェンダー社会科学の可能性第2巻岩波書店、2011

注

⁽¹⁾ Noddings, *Caring: A Feminine Approach to Ethics & Moral Education*, Berkley: University of California Press, 1984, p.30

⁽²⁾ William Little, H. W. Fowler and Jessie Coulson, *The Oxford universal dictionary illustrated on historical principles*, Vol. 2, 3d ed., Clarendon Press, 1973

⁽³⁾ Simone Weil, tr. Emma Craufurd, with an introd. Leslie A. Fiedler, *Waiting for God*, Harper & Row, 1973, p.115

⁽⁴⁾ ノディングズは、『学校におけるケアの挑戦 (*The Challenge to Care and Schools*)』の中で「他者を受け容れるために、魂が自らの中身を空にすることは、私が専心という言葉で表現しようとしているものをよく表している」と述べている。Nel Noddings, *The Challenge to Care and Schools*, 1992, p.16

⁽⁵⁾ Noddings, *The Challenge to Care and Schools: An Alternative Approach to Education*, New York: Teachers college Press, 1992, p.16

⁽⁶⁾ 1984年『ケアリング (*Caring*)』ではケアリングにおけるこのような状態を「専心没頭 (engrossment)」と呼んでいたが、2002年『家庭からはじめる (*Starting at Home*)』、2010年『母たる要因 (*The Maternal Factor*)』ではこの言葉は使われず、「注意深さ (attention)」に改められている。このことに関してはノディングズ自身「専心が時折、溺愛の一種として誤解されたので、その言葉を使うのを断念した」としており、以後「注意深さ (attention)」が使われるようになった。Noddings, *Complexity in Caring and Empathy*, in: *Abstracta Special Issue V*, 2010, pp.6-12

⁽⁷⁾ Op. cit., Noddings, 1984, p.32

⁽⁸⁾ M. ブーバー／植田重雄訳『我と汝・対話』岩波文庫 2009, p.211

⁽⁹⁾ Op. cit., Noddings, 1984, p.30

⁽¹⁰⁾ Noddings, *Starting at Home: Caring and Social Policy*, Berkley: University of California Press, 2002, p.19

⁽¹¹⁾ Op. cit., Noddings, 1984, p.33

⁽¹²⁾ Jean-Paul Sartre, tr. by Philip Mairet, *Sketch for a Theory of the Emotions*, 1962, pp.56-91

⁽¹³⁾ ノディングズはこのときの意識は「情動 emotion」を伴って移行すると述べた箇所と、そのときの意識は「感情 (feeling)」の態様をとるが、必ずしも「情動 emotion」の態様ではないと述べた箇所が混在しており、厳密に分析しているとは言い難い。Op.cit.,Noddings, 1984, pp.33-34

⁽¹⁴⁾ Ibid., pp.34-35

⁽¹⁵⁾ ケアリングに内包する非対称性についてはノディングズも指摘している。このためパートナーリズムが常に問題になる。Ibid., p.70

⁽¹⁶⁾ Ibid., p.71

⁽¹⁷⁾ Ibid., p.181

⁽¹⁸⁾ Martin Buber, tr.Walter Kaufman, *I and Thou*, New York, Charles Scribner's Sons 1970, p.58

⁽¹⁹⁾ ここでいう“vibration”は、継続的な関係のはじまり、あるいは出会いの連続性としての振動と解される。Op. cit., Noddings, 2002, p.19

⁽²⁰⁾ 以下の意味もそれぞれ含意していることを記しておきたい。caring for = 心のこもったケア、caring about = 心をかけないケア

⁽²¹⁾ ケアされたことを見届けることができなければ、私たちのお金が飢えから救うために使われたか、食欲な政治家たちを富ませるために使われたのか知るための信頼できる手段がないからである。しかし、実際にケアできないからといって何もする義務がないことにはならないと述べている。Op. cit., Noddings, 1992, p.110

⁽²²⁾ Op. cit., Noddings, 2002, p.22

⁽²³⁾ ケアする人の主要概念である共感の発達について、心理学者 M.L. ホフマンは、向かい合わせの他者から目の前にいない他者にまで共感できるようになる過程において、人間には言語習得以前に共感を喚起するには三つの様式「マネ、条件づけ、連合」があるとした。この三つの方法で、幼児は共感の能力を身につけていく。それは、向かい合った母親との相互作用によってなされる。たとえば、マネとしては、生まれてすぐの赤ん坊は向かい合った人の表情を模倣しようとして、舌を突きだしたり、唇をすぼめたりする。このような三つの原初的な様式は幼児期の特に対面的な状況で重要であるが、幼児期を過ぎても作用し続け、生涯を通して共感の無意図的な側面に影響を与える。また、意図的な様式の言語的媒介と役割取得は共感能力を広げて、目の前にいない他者にも共感できるようにする。M.L. ホフマン／菊池章夫、二宮克美訳『共感と道徳性の発達心理学』川島書店, 2001, pp.35-70

⁽²⁴⁾ Susan.M.Okin,*Reason and Feeling in Thinking about Justice*, Ethics, Vol. 99, No. 2, The University of Chicago Press, Jan., 1989, p.230

⁽²⁵⁾ 社会的基本財とは「自由と機会、所得と富、生きがいの基礎」のような合理的個人であれば、誰でも望むであろうと推定される「善いもの」のことをいう。川本隆史『現代倫理学の冒険—社会理論のネットワークへ』創文社 現代自由学芸叢書、1995,pp.26-27

⁽²⁶⁾ ここでの了解事項とは「原初状態でいったん採択された社会正義の契約条項が、例外を認めず（一般性、普遍性）、変更もきかず（最終性）、対立する諸要求を適切に処理でき（順序づけ）、全員が納得して受け入れた原理の形をとって周知徹底されるものでなければならない（公示性）」とされる。川本隆史『現代倫理学の冒険—社会理論のネットワークへ』創文社 現代自由学芸叢書、1995, p.28

⁽²⁷⁾ Op. cit., Okin, 1989, p.248

⁽²⁸⁾ Op. cit., Noddings, 2002, p.22

⁽²⁹⁾ Ibid., pp.22-23

⁽³⁰⁾ Ibid., p.23

⁽³¹⁾ Ibid., pp.22-23

⁽³²⁾ Ibid., p.23

⁽³³⁾ Carol Gilligan, *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*, Cambridge:Harvard University, 1982, p.63

⁽³⁴⁾ Op. cit., Noddings, 2002, p.23

⁽³⁵⁾ 森政稔「政治思想史のフェミニスト的解釈に寄せて」『ジェンダー ライブラリ相関社会科学』所収、新世社 1994, p.213

⁽³⁶⁾ Op. cit., Noddings, 2002, p.301

⁽³⁷⁾ Ibid., p.130

⁽³⁸⁾ ヒュギーヌス／松田治、青山照男訳『ギリシャ神話集』講談社学術文庫, 2005

⁽³⁹⁾ Op. cit., Noddings, 2002, p.70

⁽⁴⁰⁾ ノディングズはニーズを表明的ニーズ (expressed needs) と、推測的ニーズ (inferred needs) に区別する。表明的ニーズは、自らの生存にかかわるものを含む、「それを必要としている人のうちにわき起こるニーズ」のことであり、推測的ニーズとは、「外的に生じたニーズであり、必要性があるといわれる人々に強制される」ニーズである。Noddings, *Happiness and Education*, Berkley: Cambridge University Press, 2003, pp.58-60

⁽⁴¹⁾ Op. cit., Noddings, 2002, p.177

⁽⁴²⁾ ①欲求は、相当な期間にわたってかなり安定しており、しかも／あるいは、激しい。②欲求は、ある望ましい結果あるいは少なくとも害がない結果と明らかに結びついている。さらに、その結果は、欲求対象がないと達成できないか、困難である。③欲求は、それをかなえようと取り組む人々の（手段のなかの）力のうちにある。④欲している人は、その欲求を満たそうとし、またそれに貢献することができる。Ibid., p.54

⁽⁴³⁾ ノディングズは、ニーズを権利として同定するプロセスを A 女史のニーズに関する事例を上げて説明する。A 女史は、家のなかの騒音にほとんど困り果てている。「ママにも安らぎの権利があるのよ！」彼女は家族にこういった。この権利の正当化の条件をノディングズは次のように提示する。①ニーズを引き起こす状況、いくつかの条件がある。②ニーズは明確な言葉で伝えられる。③聞き手のグループの少なくとも誰かが、ニーズの表明について正確かつ共感的に解釈する。その反応は「わかるよ」というものである。④ニーズの正当性について認識したグループは、今度は騒音を生じさせる際の自らの果たす役割と、それを抑える（潜在的な）力について検討する。反応は「できるよ」というものである。⑤ニーズが権利として正式に認められる。すなわち、聞き手のグループは、ニーズの正当性とそのニーズを満たす自らの力を認識する。「このニーズを満たすべきだ」と。Ibid., p.54

⁽⁴⁴⁾ Lisbeh B.Schorr, *Common Purpose: Strengthening Families and Neighborhoods to Rebuild America*, New York:Anchor Books, 1997, p.6 (Noddings, *Starting at Home*, 2002, p.231)

⁽⁴⁵⁾ また、妊娠中絶を巡る問題、重度の障害児治療停止、安楽死、ドメスティック・バイオレンス、自然環境、死刑廃止論、ホームレス問題、ホームレスのニーズ、犯罪者の更生などについても言及している。

⁽⁴⁶⁾ Ibid., pp.254-257

⁽⁴⁷⁾ Ibid., p.255

⁽⁴⁸⁾ Ibid., p.255

⁽⁴⁹⁾ 川本隆史「ケアの倫理と制度」日本法哲学会編『ジェンダー、セクシュアリティと法』法哲学年報所収、2003, pp.26-28

⁽⁵⁰⁾ 大沢真理『男女共同参画社会をつくる』日本放送出版協会, 2002, p.20

⁽⁵¹⁾ 大沢真理『現代日本の生活保障システム 座標とゆくえ』岩波書店, 2007, pp.1-2

⁽⁵²⁾ 前掲書、『男女共同参画社会をつくる』 pp.203-234

⁽⁵³⁾ ここでの「中立的」とは男女共同参画社会を構築し、税負担にも就労などの選択にも「歪みを与えない」という意味で、「中立的」な税制とすることをいう。前掲書、『男女共同参画社会をつくる』 p.207

⁽⁵⁴⁾ 大沢真理編『承認と包摂へ 労働と生活の保障』ジェンダー社会科学の可能性第2巻 岩波書店, 2011, p.23

⁽⁵⁵⁾ 大沢はさらに「ニーズ (need)」と「需要 (demand)」を峻別し、前者を「生活必需品とみなされる資源のいずれかを欠く状態」での個人の欲求、後者を「購買力 (貨幣)」に裏打ちされた個人の欲求とする。前掲書、『承認と包摂へ』 2011, p.23

⁽⁵⁶⁾ 前掲書、『承認と包摂へ』 p.25

⁽⁵⁷⁾ 同様に、フェミニズムのバージニア・ヘルドも、当初は正義は公的領域、ケアは私的領域で行われようと棲み分けていたが、のちにこれを修正するに至り、ケアのネットワークのなかで正義を位置づけ、正義よりケアのほうが道徳的価値があるとした。Virginia Held, *The Ethics of Care*, Oxford University Press, 2006, pp.68-72

⁽⁵⁸⁾ Op. cit., Noddings, 2002, p.71

⁽⁵⁹⁾ Ibid., p.302

(ふたがわ・さなえ 筑波大学哲学・思想専攻 倫理学分野)